ダイジェスト版

グローバル経済を支える会計・監査

長崎県立大学
2017年4月26日

公認会計士・監査審査会
会長　廣本　敏郎

本日の内容

- はじめに
- 市場経済における会計の意義
- 市場経済における監査の意義
- 市場経済に内在する課題と現実
- 公認会計士監査の品質向上に向けて
- 公認会計士に対する期待

市場経済における会計の意義

会計なくして経済なし
～企業の行動原理「売上最大、コスト最小」～

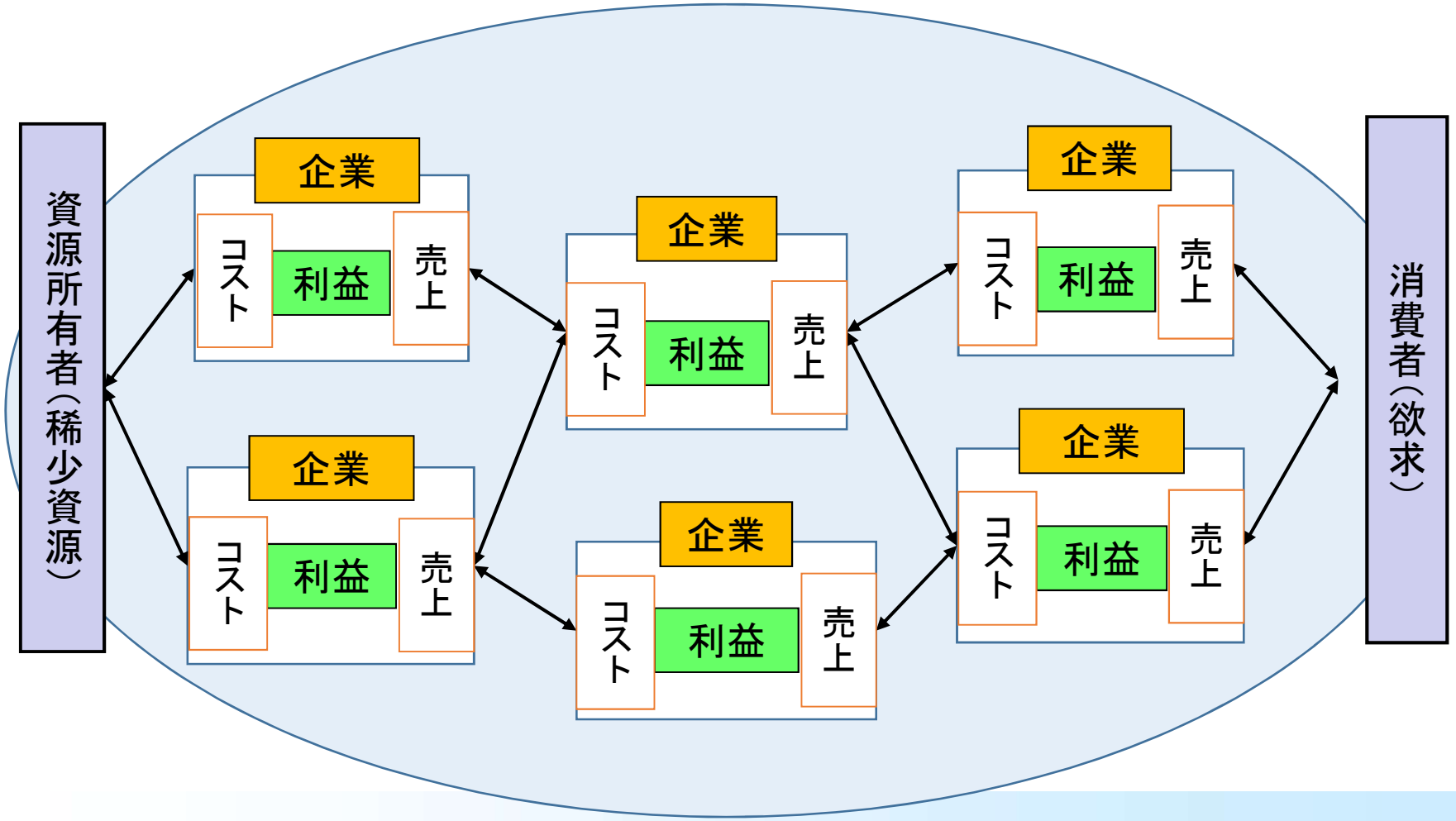

市場経済における監査の意義

金融・資本市場における財務情報の重要性

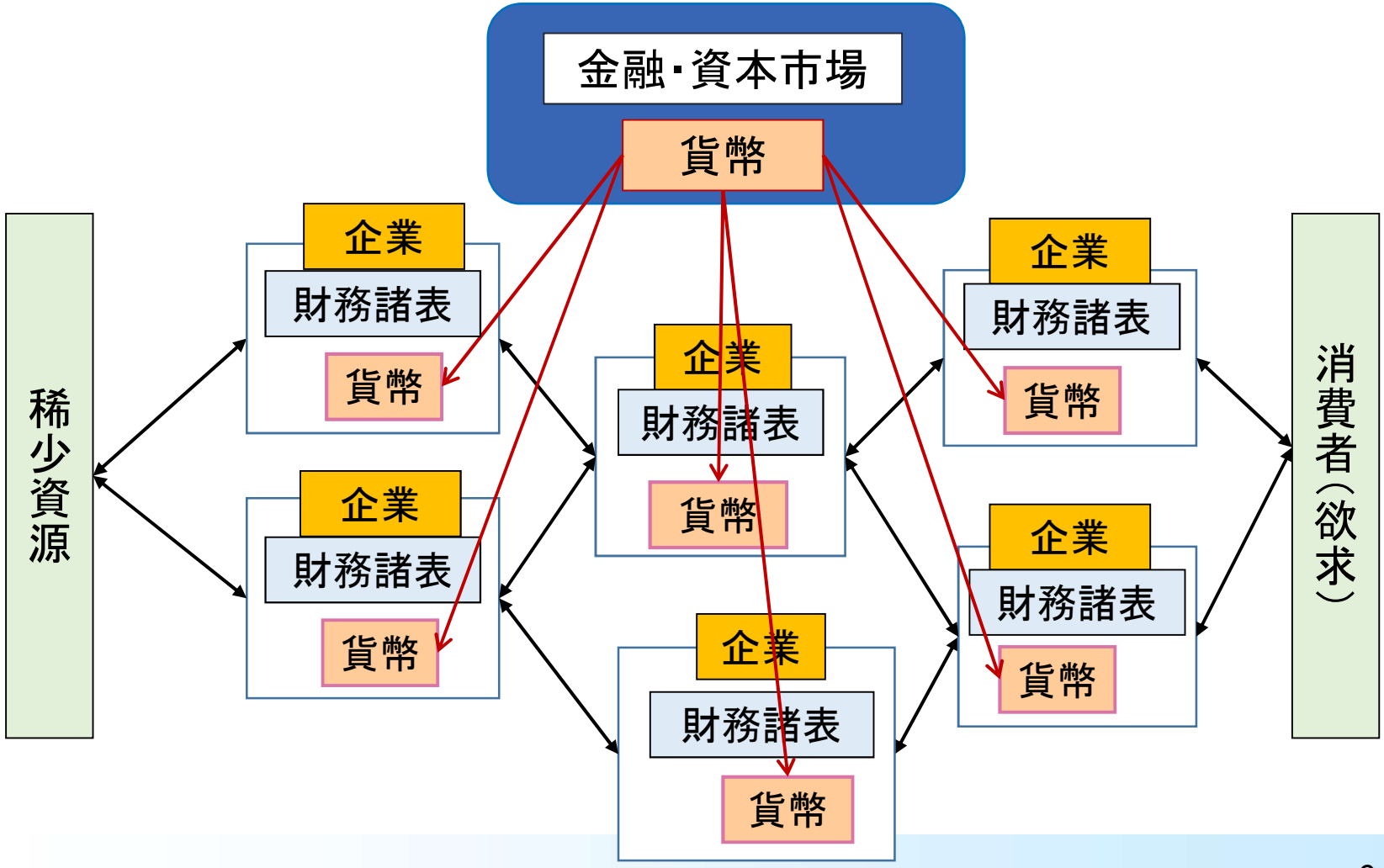

財務情報の信頼性確保のシステム
～公認会計士の重要性～

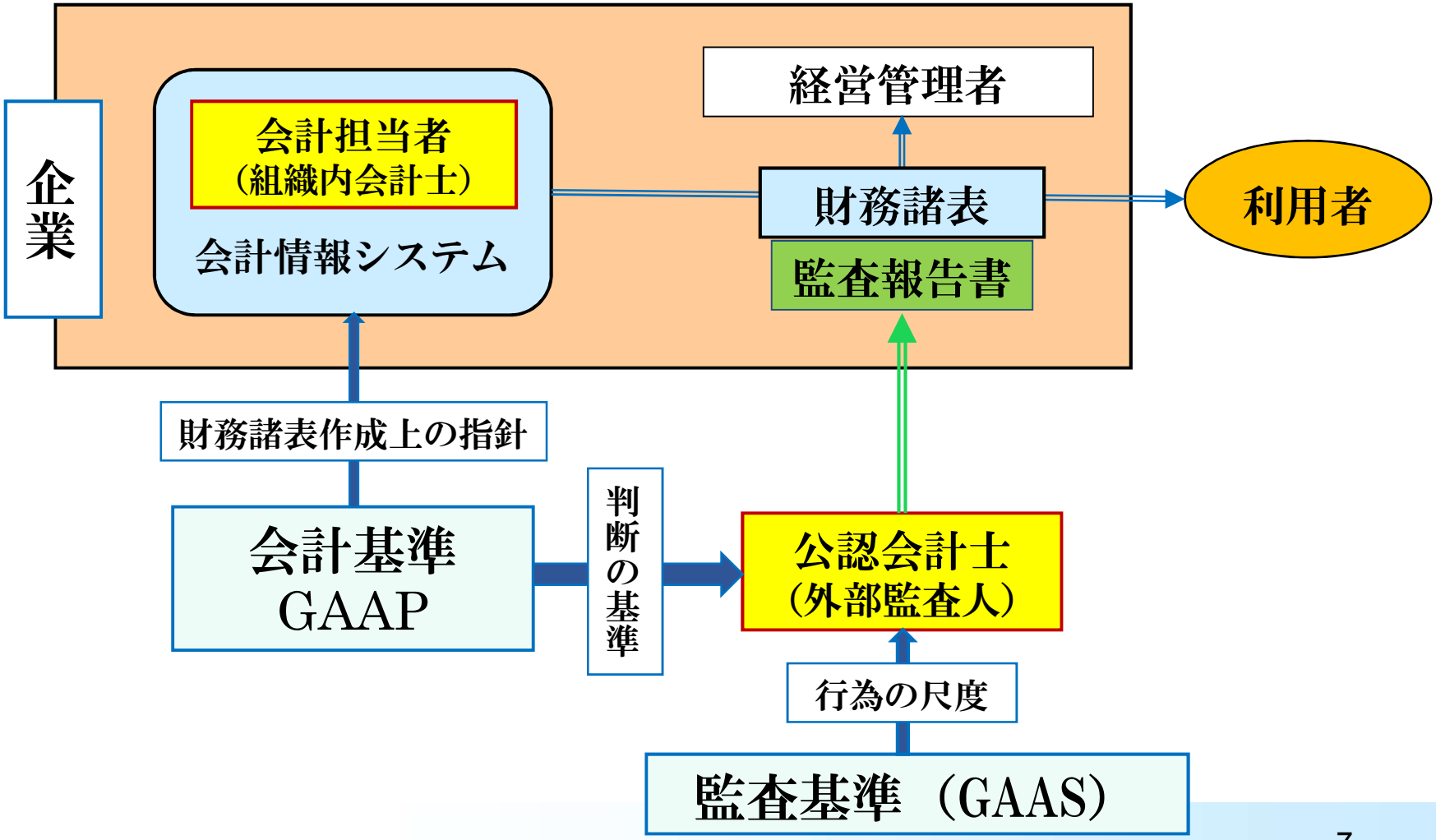

市場経済に内在する課題と現実

アダム・スミスが描いた市場経済

- 経済の世界は、「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界である…利己心というものが経済という世界の原動力である…
  - （しかし）スミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならないということになっている。社会的な枠のない、無軌道な、勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

（高島善哉『アダム･スミス』岩波新書、1968年、76頁）

わが国資本主義経済の原点
～渋沢栄一の理念～

- 「日本の資本主義の父」と称される渋沢栄一は、利潤追求をめざす経済行為の中にも道徳が必要なことを悟っていた。
  - 私が常に希望しているのは、「物事を進展させたい」「モノの豊かさを実現したい」という欲望を、まず人は心に抱き続ける一方で、その欲望を実践に移していくために、道理を持って欲しいということである。その道理とは、社会の基本的な道徳をバランスよく推し進めていくことに外ならない。（続く）

渋沢栄一の理念（続）

- 道理と欲望とがぴったりくっついていないと、前にも述べた、中国が衰えたような成り行きになりかねない。また、欲望がいかに洗練されようと、道理に背いてしまえば、

  「人から欲しいものを奪い取らないと満足できなくなる」

  という不幸をいつまでも招いてしまうものなのだ。

（渋沢栄一（守屋淳訳）『現代語訳　論語と算盤』ちくま新書、2010年、89-90頁）

市場の信頼性回復と企業経営者の責任
～日本経済新聞、2016年1月29日、社説～

- 資本市場では日々、会社が公表した財務情報をよりどころに、さまざまな投資家が株式や債券を売買する。決算書の虚偽記載は市場の根幹を揺るがし、日本の市場全体への信頼を傷つけかねない。
  - 決算書の虚偽記載が巨額の賠償請求訴訟に発展している（東芝が旧役員を相手取り32億円の損害賠償を求めた訴訟。証券取引等監視委員会から東芝に73億円の課徴金）のを機に、特に上場会社の経営トップらは、正しい決算書を開示する責任がまず経営者にあることを改めて自覚し社内のリスク管理体制を再点検すべきだ。

銘記すべき公認会計士の責任

- 会計に携わる人間には、会計人としてのプライドと責任感を持ってほしいと思います。
  - 経営者が何としてでも売上を増やせ、利益を増やせと言ったとしても、経理部長等の立場の方々が、「それはできません」「それは不正行為です」と毅然とした態度で拒否していれば、防ぐことができたケースも少なくないと思うのです（現に、身を挺して歯止めの役割を果たした経理部長等もたくさんいます）。

（浜田康『会計不正』日経ビジネス人文庫、2008年、101-102頁）

銘記すべき公認会計士の責任（続）

- 監査人は、粉飾決算の防止・発見のために誠心誠意努力をしています。私自身、監査という仕事に誇りを持ち、監査人が粉飾決算の防止・発見をせずに誰がするのだという気概で取り組んでいました。
  - すぐに監査の限界論を口にするような公認会計士は、監査を辞めればいいのです。もっと気概のある、もっと情熱のある若手の公認会計士にどんどん重要な仕事を担ってもらって、日本の監査や、日本の財務諸表の信頼性を胸を張って誇れるようになってもらいたいと思います。

（浜田康『粉飾決算：問われる監査と内部統制』より）

公認会計士監査の品質向上に向けて

審査会発足時の記者会見
～審査会の使命～

- 国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められる中、監査事務所の監督体制の充実・強化等の観点から、公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当審査会が設置されました。
  - 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきていますが、これは社会が変化し、社会のニーズと現在の公認会計士制度ないし公認会計士の仕事と…

（続く）

審査会の使命（続）

- その間に乖離が生じていることによるものであり、現代社会に共通の事柄…審査会は、その乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しています。
  - この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め…財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていく…

（2004年4月22日審査会記者会見より）

監査品質の更なる向上のために
～IAASB議長の見解～

「外部監査は、財務情報の品質と信頼性、財務報告及び開示に対する公共の信頼性、ひいては、国内経済や世界市場の効率的な運営を支えるものである。

したがって、外部監査は規制・監督に関わるインフラの重要な要素であり、公益に大きく関わるものである。

また、監査は、監査の誠実性（integrity）と品質に対する社会の信頼があってはじめて、有用性を発揮できるものであるため、経営者、監査委員会、規制当局、一般市民等を含む利用者にどのように認識されるかということも重要である。」

（シルダー「監査品質のさらなる向上にむけて」『会計・監査ジャーナル』2011年4月号、31-32頁）

審査会によるモニタリング

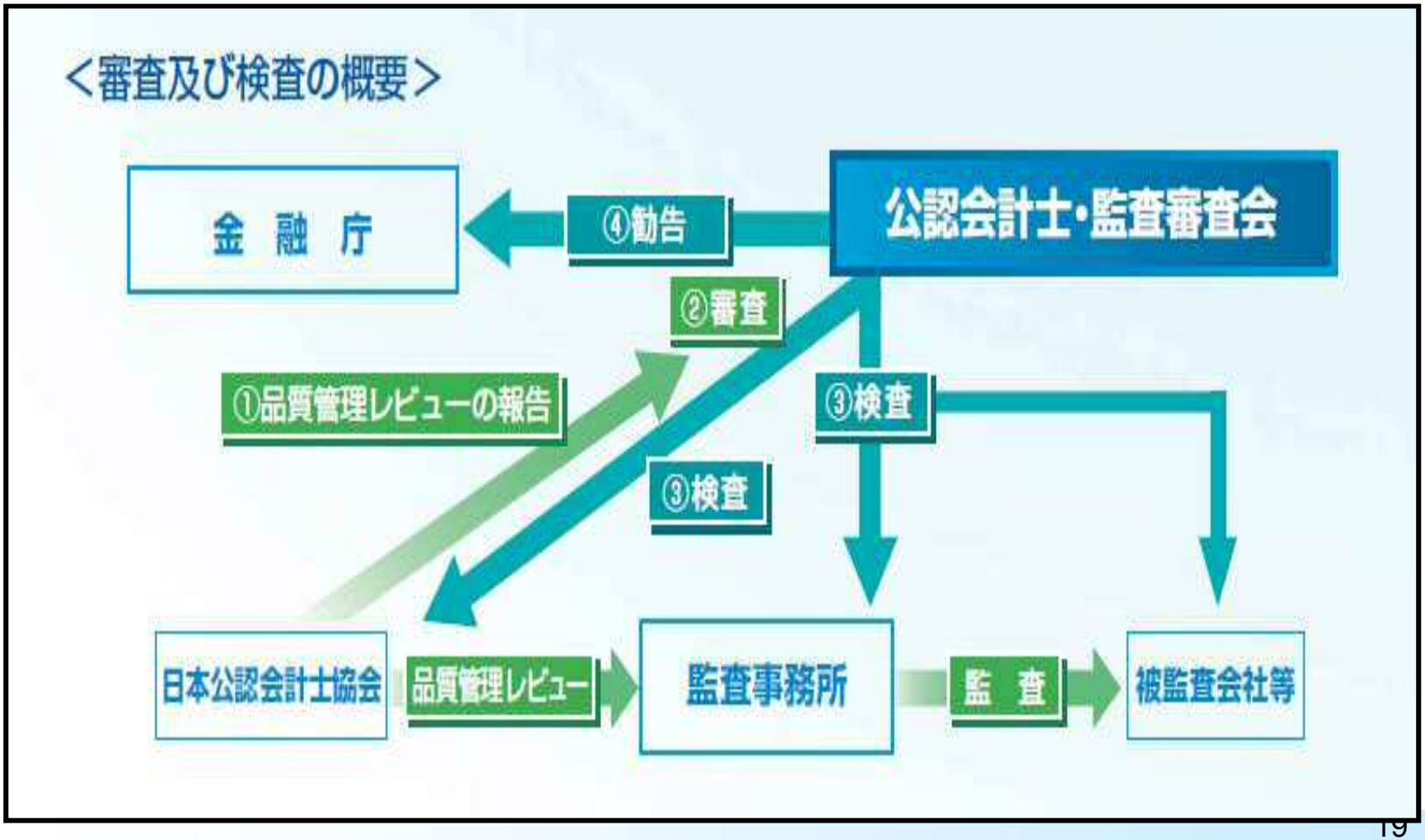

公認会計士監査を巡る最近の動向

- 監査における不正リスク対応基準（2013年3月）
- コーポレートガバナンス・コード（2015年6月）
- 会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（2015年11月）
- 金融庁・会計監査の在り方に関する懇談会提言「会計監査の信頼性確保のために」（2016年3月）
- 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）（2017年予定）
- IFIAR常設事務局の東京設置（2017年4月予定）

公認会計士の活躍領域の拡大

日本公認会計士協会HPより

- 1949年に東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所に証券取引所が開設、1951年、証券取引法に基づく公認会計士監査が開始された。
  - 以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加えられてきた。1966年には、企業の事業活動の大規模化に対応する組織的な監査を行うため、監査法人が誕生。1967年には学校法人監査、1974年には商法に基づく公認会計士監査導入など公認会計士への要請は証券市場だけでなく社会全般に拡大されていった。

金融行政方針　平成28年10月　金融庁

- 監査業務を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大を図るため、会計監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層や女性に向けた広報活動を、日本公認会計士協会等と連携して推進する。（15頁）

- 金融庁・日本公認会計士協会　作成パンフレット

  公認会計士・試験合格者の活躍フィールド（2016年8月）

  - 公認会計士は、監査法人で勤務するだけではありません。監査業界に限らず、社会のさまざまな場面で会計専門家の知識・経験・判断力が必要とされています。

日本公認会計士協会の会長声明
～「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」～

- 平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、…また、平成27年9月に成立した「医療法の一部を改正する法律」により一定規模以上の医療法人にも公認会計士監査が導入されることになっています。
  - 会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、…　（続く）

「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」（続）

– 自ら研鑽に努めていただくようお願いします。

- なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保すると共に、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

（平成28年10月13日会長声明（関根愛子）「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」『会計・監査ジャーナル』2016年12月、19頁）

ご清聴ありがとうございました。